

第15回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年7月22日（水）

9：30～

場所：県庁7階 審議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度の

判断について

(2) 各部局からの報告事項について

(3) その他

4 閉 会

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (7/21)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 5 人/日 以下 かつ 減少傾向	1.7 人	11.3 人
	(2)経路不明の感染者数	経路不明が 1 / 3 以下 または 1 人未満/日	0.9 人	50.0 %
	(3)PCR検査の陽性率 (抗原検査含む)	平均 5 %以下	1.7 %	18.9 %
2 医療提供体制	(1)重症・重篤例への診療体制	①ECMO使用(超重症者) 4 台以下 ②人工呼吸器使用(重症者) 10 台以下	7台中 1 台 23台中 0 台	2 -
	(2)病床の稼働率(240床中)	感染者用病床の稼働率 50 %以下	5.4 %	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせて、基準も変動します。

※(1)～(3)は**1週間**の移動平均。 ※各判断基準の内容は、警戒度を下げる判断を行う際のもので、警戒度は40%オバーを目安とします。

警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R2.7.21

項目	内容	評価	状況
1 感染状況	介護施設等の状況	◎	【介護施設等の発熱モニター状況(7/21時点)】 ・対象 県内 全施設 の入居者・職員(県及び市町村所管) 【実効再生産数】 ・群馬大学大学院 内田准教授による推定値(7/15時点) 東京都 6月中旬から持続的に1を超えている。 群馬県 1.5 ※ ※症例が少ない期間は変動が大きいことに注意 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値(7/19時点) 東京都 1.19 群馬県 0 ・参考：東京工業大学ポランティアによる推定値(7/19時点) 東京都 1.24 群馬県 0.51
	近隣都県の感染状況	△	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。(東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	○	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること
	入院状況	○	【平均入院期間(7/21現在)】 26.9日 (参考) 現行の退院基準…発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過 【1週間を平均とする1日当たりの検体採取能力(7/21現在)】 157件
2 医療提供体制	PCR検査件数	◎	【PPEの備蓄日数(7/21現在)】 ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)において、備蓄状況をモニター中 【一般医療への影響(7/21現在)】 ・治療上の 大きな影響は出ていない (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	院内感染制御	◎	【疑似症患者の入院者数(7/21現在)】 0人
	一般医療への影響	◎	【宿泊療養者数/確保室数(7/21現在)】 0人/1300室
	疑似症患者への医療等	◎	
軽症者等の宿泊療養施設の確保等	◎		

国の基本的対処方針に基づく警戒度 1 における要請の補足事項

< イベントの開催制限について >

「警戒度 1」では、イベントの開催における行動基準を「○」としています。
これを、国の基本的対処方針を準用し、下表のとおり運用することとします。

【警戒度 1 におけるイベントの開催制限】

県ガイドライン の警戒度	適用想定日	屋内	屋外
1	6/13～	1,000人	1,000人
		50%以内	十分な間隔
	7/10～	5,000人	5,000人
		50%以内	十分な間隔
	8/1～	上限なし	上限なし
		50%以内	十分な間隔

* 6月18日までは、県外からの参加者が多数見込まれるものは控える。

[注1] 上段は「人数上限」、下段は「収容率（定員に対する割合）」を示す。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 「十分な間隔」はできれば2mを確保する。

[注4] 屋外で座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、
その半分程度以内とする。

[注5] 屋内で座席等により位置が固定されず、または収容定員の定めがない場合は、
人と人との距離を十分確保する。

新型コロナウイルス感染症対策を
実施する店舗を群馬県が認定、応援!

ストップ
コロナ!

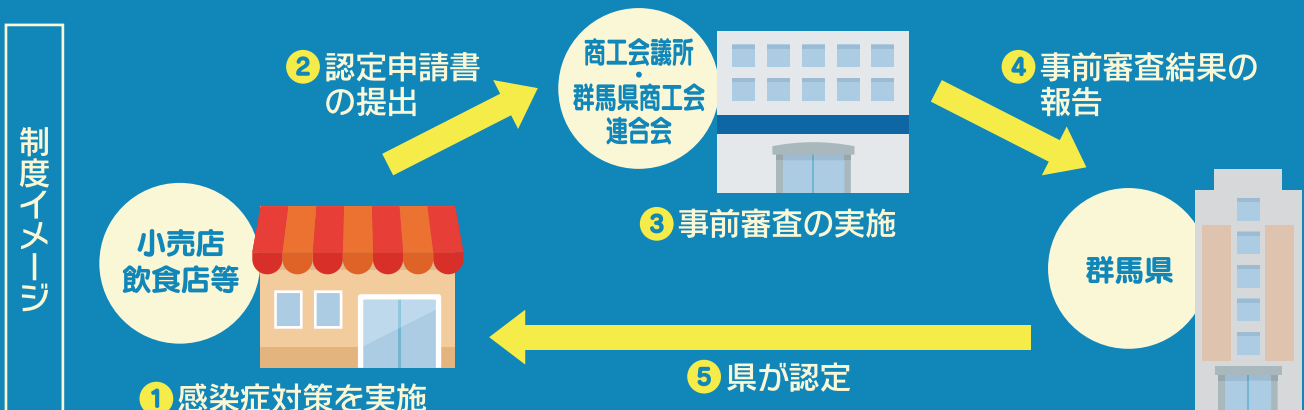
対策 認定制度

感染症対策を適切に行っている
事業者を群馬県が認定します!

認定取得事業者には、認定ステッカーとポスターを配布、
県ホームページに店舗名、住所、電話番号等の掲載など、メリット盛り沢山!
安全安心な店舗としてPRできます!

安全
安心

GUNMA



お問い合わせ

群馬県 産業経済部 経営支援課 流通・サービス業係

TEL 027-226-3342 URL http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html



ストップ コロナ! 対策認定制度

- 新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けている小売・飲食サービス業等の事業者は、インターネット販売、テイクアウトやデリバリーなど、新しい営業手法を取り入れ、業績回復を図るとともに、業界ごとに作成したガイドラインに基づいて、様々な感染防止対策を行っています。
- 事業者の多くは、先行きが見通せない中、客足の回復に不安を抱いており、消費者の側においても、各店舗が安心して対策を取っているか心配する声も挙がっています。
- このことから、県では業界ごとに作成しているガイドライン等に基づき、感染症対策を適切に行っている事業者を認定する制度を創設しました。



- ① 認定を取得した事業者には、
認定ステッカーとポスターを配布!
安全安心な店舗としてPRできます!
- ② 希望する認定取得事業者は、
**県ホームページに店舗名、住所、
電話番号等を掲載!**
- ③ 認定を取得した他の事業者と連携し、
新しいビジネスに取り組む場合、
ニューノーマル創出支援事業の活用が可能!

※ニューノーマル創出支援事業の詳細については、県ホームページをご確認ください。

対象事業者

業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を行った小売や飲食サービス業等^(※)を営む県内の中小・小規模事業者

※主に日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の大分類「宿泊業、飲食サービス業」、「小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」に該当し、BtoCの事業を営む事業者

申請期間

第1次受付:令和2年7月17日(金)~7月27日(月)

第2次受付:令和2年8月17日(月)~8月31日(月)

第3次受付:令和2年9月中旬~

※第1次受付については、準備の整った商工団体(申請先)から順次開始します。

※第3次以降の申請期間について、決まり次第、県ホームページでお知らせします。

※申請期間は変更になる場合もありますので、県ホームページで最新の情報をご確認ください。

申請場所

各商工会議所または群馬県商工会連合会

※店舗の場所によって申請先が異なります。

詳しくは県ホームページをご確認いただき、メールもしくは郵送、持参により申請してください。

※商工会議所、商工会の会員、非会員は問いません。

申請書類

県ホームページに掲載されている申請様式をダウンロードし、必要事項を記載してください。

お問い合わせ

群馬県 産業経済部 経営支援課 流通・サービス業係

TEL 027-226-3342 URL http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html

